

# 令和5年度第1回国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和5年5月22日（月）19時～

場 所 芽室町役場 2階 第7・8会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員指名
- 5 報告事項
  - (1) 令和4年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について
- 6 町長諮問
- 7 議 事
  - (1) 国民健康保険税条例の一部改正について
    - ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免期間の延長に伴う改正
- 8 会長答申
- 9 その他
- 10 閉 会

# 令和4年度 歳入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

R5.5.8 現在

## 国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和4年度 当初予算額	令和4年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和4年度 当初予算額	令和4年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	735,174	737,218	2,044		1 総務費	45,927	50,361	4,434	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	8,258	58,933	50,675	国庫交付金 保健事業交付金	2 保険給付費	1,275,958	1,281,527	5,569	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,292,809	1,333,709	40,900	普通交付金 保険者努力支援 特別交付金	3 国民健康保険 事業費納付金	800,765	800,763	△ 2	北海道への納付金
4 繰入金	151,619	153,312	1,693	基盤安定繰入金 一般会計繰入金(概算)	4 保健事業費	22,819	23,123	304	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	30,000	234,790	204,790	R3 繰越金	5 諸支出金	2	53,518	53,516	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	639	4,574	3,935	延滞金・療養費返還金等	6 予備費	73,028	0	△ 73,028	
					7 次年度繰越金	0	313,244	313,244	R4 年度繰越金として R5 年度歳入へ
歳 入 合 計	2,218,499	2,522,536	304,037		歳 出 合 計	2,218,499	2,522,536	304,037	

### < 収 支 >

歳入決算見込額	2,522,536千円
歳出決算見込額	2,522,536千円
歳入歳出差引額	0千円

## 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免について

---

### ■減免件数の推移

	申請件数	該当件数	非該当件数	減免金額
R2	29件	25件	4件	3,986,600円
R3	18件	9件	9件	1,531,800円
R4	6件	4件	2件	65,700円

※非該当の主な理由については収入の減少割合が10分の3に満たなかったため

# 令和5年度 国民健康国保税条例改正の概要について

## ■国保税率等の改正について

### 1 改正の概要

国民健康国保税条例について次のとおり改正します。

#### <地方税法等の一部改正に伴う改正>

- (1) 課税限度額の引き上げ
- (2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

#### <国保事業費納付金額の確定に伴う改正>

- (3) 国民健康国保税率の改正

### 2 地方税法等の一部改正に伴う改正

#### (1) 課税限度額の引き上げ

##### 【経過等】

『国民健康国保税（以下「国保税」という。）の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、国保税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

令和5年度については、後期支援金賦課分の限度額超過世帯割合が2%を超え、前年と比較し大幅に増加しており、基礎賦課分、介護納付金賦課分との超過額のばらつきが拡大していることから、後期高齢者支援金賦課分の限度額を2万円引き上げます。

##### 【改正内容】

■後期高齢者支援金 課税限度額 （改正前） 20万円 → （改正後） 22万円

※基礎賦課分及び介護納付金賦課分の課税限度額は据置きとなります

#### (2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

##### 【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で、5割軽減及び2割軽減については、物価上昇等の影響で応益分国保税の軽減対象者が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて基準額を見直す慣例があります。

今回の改正についても、令和5年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

##### 【改正内容】

「令和5年度芽室町国民健康国保税率等について」を参照ください。

### 3 国保事業費納付金額の確定に伴う改正

#### 【経過等】

令和5年度事業費納付金額が確定し、道から標準国保税率が示されました。

この標準国保税率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和5年度の国民健康国保税率を決定するものです。

#### 【改正内容】

「令和5年度芽室町国民健康国保税率等について」を参照ください。

### 4 施行期日

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

なお、今回の改正内容については、令和5年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和4年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

## ■新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免について

### 1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康国保税の減免措置の期間延長に伴う条例改正

### 2 減免対象となる国保税

令和4年度分に相当する国保税であり、令和4年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が到来するもの

### 3 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

⇒ **国保税全額を免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林

収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯 ⇒ **国保税**

**の10分の2～全額を免除**

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、国税の全額を免除する。

# 令和5年度芽室町国民健康保険税率等について

## ■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.93%	65万円
均等割	25,600円	
平等割	26,049円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>8.58%</u>	65万円
均等割	<u>27,842円</u>	
平等割	<u>28,255円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.63%	20万円
均等割	8,644円	
平等割	8,796円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.73%</u>	<u>22万円</u>
均等割	<u>9,119円</u>	
平等割	<u>9,254円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.88%	17万円
均等割	8,555円	
平等割	6,640円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>1.92%</u>	17万円
均等割	<u>8,851円</u>	
平等割	<u>6,839円</u>	

## ■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 28万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 <u>53万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

## 令和5年度 国民健康保険税率について（試算）

○令和5年度納付金額 本算定（確定係数）

・町から北海道へ支払う金額 **842,618,000 円 ①**

### 【法定繰入】

・保険基盤安定繰入金	保険税軽減分	65,126,000 円
	保険者支援分	40,378,000 円
	保険者努力支援分	11,009,000 円
	計	<b>116,513,000 円 ②</b>

**① - ② 必要収納額 726,105,000 円**

**（道試算必要収納額 770,621,098 円）**

【令和5年度標準保険税率】 国保世帯数：2,356 被保険者数：4,594人 4/1 現在

	所得割額	均等割額（1人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医療分	8.58%	27,842 円	28,255 円	65 万円
支援分	2.73%	9,119 円	9,254 円	<b>22 万円</b>
介護分	1.92%	8,851 円	6,839 円	17 万円

※支援分課税限度額は現行 20 万円から 22 万円に改定予定

**調定見込額 764,434,600 円**

**収納率（98.3%）による収納見込額 751,439,211 円**



### 1. モデル世帯における令和4年度・令和5年度 年税額の比較

モデル世帯保険税例	令和4年度 標準保険税率	令和5年度 標準保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども2人(未就学) 課税所得200万 2割軽減世帯	377,800	<b>402,900</b>
	令和4年度年税額との差	25,100
例2：夫婦2人70代 課税所得100万 2割軽減世帯	188,100	<b>202,100</b>
	令和4年度年税額との差	14,000
例3：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	104,300	<b>112,100</b>
	令和4年度年税額との差	7,800
例4：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	20,600	<b>22,300</b>
	令和4年度年税額との差	1,700

### 2. 低所得者に係る保険税額軽減措置世帯の割合

		世帯数	総世帯数に 占める割合
総世帯数		2,356 世帯	-
軽減 割合	7割	594 世帯	<b>25.2%</b>
	5割	235 世帯	<b>10.0%</b>
	2割	206 世帯	<b>8.7%</b>
計		1,035 世帯	<b>43.9%</b>

3. 賦課限度額超過世帯の割合 全 2,356世帯のうち 442世帯 (18.8%)

議案第 号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「7.93」を「8.58」に改める。

第5条中「25,600円」を「27,842円」に改める。

第6条第1号中「26,049円」を「28,255円」に改め、同条第2号中「13,024円」を「14,127円」に改め、同条第3号中「19,536円」を「21,191円」に改める。

第7条中「2.63」を「2.73」に改める。

第9条中「8,644円」を「9,119円」に改める。

第10条第1号中「8,796円」を「9,254円」に改め、同条第2号中「4,398円」を「4,627円」に改め、同条第3号中「6,597円」を「6,940円」に改める。

第11条中「1.88」を「1.92」に改める。

第13条中「8,555円」を「8,851円」に改める。

第14条中「6,640円」を「6,839円」に改める。

第28条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「17,920円」を「19,490円」に改め、同号イ（ア）中「18,235円」を「19,779円」に改め、同号イ（イ）中「9,117円」を「9,889円」に改め、同号イ（ウ）中「13,676円」を「14,834円」に改め、同号ウ中「6,051円」を「6,384円」に改め、同号エ（ア）中「6,158円」を「6,478円」に改め、同号エ（イ）中「3,079円」を「3,239円」に改め、同号エ（ウ）中「4,618円」を「4,858円」に改め、同号オ中「5,989円」を「6,196円」に改め、同号カ中「4,648円」を「4,788円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同号ア中「12,800円」を「13,921円」に改め、同号イ（ア）中「13,025円」を「14,128円」に改め、同号イ（イ）中「6,512円」を「7,064円」に改め、同号イ（ウ）中「9,768円」を「10,596円」に改め、同号ウ中「4,322円」を「4,560円」に改め、同号エ（ア）中「4,398円」を「4,627円」に改め、同号エ（イ）中「2,199円」を「2,314円」に改め、同号エ（ウ）中「3,299円」を「3,470円」に改め、同号オ中「4,278円」を「4,426円」に改め、同号カ中「3,320円」を

「3,420円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同号ア中「5,120円」を「5,569円」に改め、同号イ（ア）中「5,210円」を「5,651円」に改め、同号イ（イ）中「2,605円」を「2,826円」に改め、同号イ（ウ）中「3,908円」を「4,239円」に改め、同号ウ中「1,729円」を「1,824円」に改め、同号エ（ア）中「1,760円」を「1,851円」に改め、同号エ（イ）中「880円」を「926円」に改め、同号エ（ウ）中「1,320円」を「1,388円」に改め、同号オ中「1,711円」を「1,771円」に改め、同号カ中「1,328円」を「1,368円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,840円」を「4,176円」に改め、同号イ中「6,400円」を「6,961円」に改め、同号ウ中「10,240円」を「11,137円」に改め、同号エ中「12,800円」を「13,921円」に改め、同項第2号ア中「1,297円」を「1,368円」に改め、同号イ中「2,161円」を「2,280円」に改め、同号ウ中「3,458円」を「3,648円」に改め、同号エ中「4,322円」を「4,560円」に改める。

第28条の2中「第29条の2」を「第29条の2第1項」に改める。

第29条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第12項及び第13項中「第28条第1項」を「第28条」に改める。

附則第15項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められている国民健康保険税（資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている場合は、令和4年4月分以降の国民健康保険税。）」を「令和4年度分の保険税であって、令和4年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が到来するもの」に、「第4項」を「第3項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）

の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15項の規定にかかわらず、令和5年4月1日前の期間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められた新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

#### 説 明

国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正並びに北海道の示す標準税率を踏まえ、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>8.58</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,842円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.93</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,600円</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 <b>28,255円</b></p> <p>(2) 特定世帯 <b>14,127円</b></p> <p>(3) 特定継続世帯 <b>21,191円</b></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<b>2.73</b>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。)以外の世帯 <b>26,049円</b></p> <p>(2) 特定世帯 <b>13,024円</b></p> <p>(3) 特定継続世帯 <b>19,536円</b></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<b>2.63</b>を乗じて算定する。</p>

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,119円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,254円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,627円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,940円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,851円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,839円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,644円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,796円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,398円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,597円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.88</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,555円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,640円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎</p>

改正案	現 行
<p>課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<b>22万円</b>を超える場合には、<b>22万円</b>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者</p>	<p>課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<b>20万円</b>を超える場合には、<b>20万円</b>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者</p>



改正案	現 行
<p>等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>19,490円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,779円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,889円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>14,834円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,384円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,478円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,239円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,858円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,196円</u></p>	<p>等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>17,920円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,235円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,117円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,676円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,051円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,158円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,079円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,618円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,989円</u></p>

改正案	現 行
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,788円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,921円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,128円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,064円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>10,596円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,648円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,025円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>6,512円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>9,768円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,322円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ</p>

改正案	現 行
<p>に定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,627円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,314円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,470円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,426円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,420円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,569円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,651円</u></p>	<p>に定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,398円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,199円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,299円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,278円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,320円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,120円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,210円</u></p>

改正案	現 行
<p>(イ) 特定世帯 <u>2,826円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,239円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,824円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,851円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>926円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,388円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,771円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,368円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に</p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,605円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,908円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,729円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,760円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>880円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,320円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,711円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,328円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に</p>

改正案	現 行
<p>応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,176円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,961円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,137円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,921円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,368円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,280円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,648円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,560円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<b>第29条の2第1項</b>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定す</p>	<p>応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,400円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,800円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,297円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,161円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,458円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,322円</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<b>第29条の2</b>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得</p>

改正案	現 行
<p>る総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第29条の2 一略一</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険</p>	<p>金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）と「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第29条の2 一略一</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 一略一</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険</p>

改正案	現 行
<p>者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<b>第28条</b>の規定の適用については、<b>同条第1項</b>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の</p>	<p>者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、<b>同項</b>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>

改正案	現 行
<p>金額」とする。            (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 一略一            (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特</p>	<p>配当所得等の金額」とする。            (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 一略一            (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特</p>



改正案	現 行
<p>例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金</p>	<p>例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林</p>

改正案	現 行
<p>額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金</p>	<p>所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条第1項、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林</p>

改正案	現 行
<p>額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>10と11 一略一            (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並び</p>	<p>所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>10と11 一略一            (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得</p>

改正案	現 行
<p>に租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<b>第28条</b>中「及び山林所</p>	<p>金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<b>第28条第1項</b>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<b>第28条第1項</b>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<b>第28条第1項</b>中</p>

改正案	現 行
<p>得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 一略一            (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>15 <u>令和4年度分の保険税であって、令和4年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が到来するものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第3項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>16 一略一  <u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u>            1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u>  <u>(適用区分)</u>            2 <u>この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康</u></p>	<p>「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 一略一            (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>15 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が定められている国民健康保険税（資格取得日から14日以内に届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている場合は、令和4年4月分以降の国民健康保険税。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第27条第1項から第4項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>16 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新条例附則第15項の規定にかかわらず、令和5年4月1日前の期間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められた新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。</u></p>	